

Ninchisho Supporter

名古屋市における 認知症の人の声を活用した商品開発 ～当事者・支援者の立場から～



ひとに、ひたむきに。
社会福祉法人
名古屋市社会福祉協議会



名古屋市認知症相談支援センター
山口喜樹・杉本一美

名古屋市認知症相談支援センター

(名古屋市から委託を受けて名古屋市社会福祉協議会が運営)

認知症の人と家族が安心して暮らせるまち なごや を目指し
区やいきいき支援センター、認知症疾患医療センターなどで実施される
様々な事業等を後方支援する機関

認知症カフェの推進

安心できる仲間がいる

認知症カフェ
の開設・運営
助成

なごや認知症カフェを中心とした
地域の拠点づくりの支援

若年性認知症相談支援

当事者の方とともに

若年性認知症
支援コーディネーター配置

若年性認知症本人家族交流会を中心とした
若年性認知症のある方とその家族の支援

市民からの
直接相談

市域のネットワークづくり

私たちに
できることを

いきいき支援 センター等の支援

認知症地域支援推進員をはじめ
認知症に関わる人や機関の活動支援

認知症地域支援推
進員・認知症初期
集中支援チーム・
サポーター養成・
本人ミーティング
などの後方支援

普及啓発・調査研究

情報発信

旬の情報を発信

認知症 コールセンター

いきいき支援センターや
認知症疾患医療センター
等との連携

はい、コールセンターです

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法

(令和5年6月16日公布)

基本理念

- ① 認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮すること
- ② 認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないこと
- ③ 切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されること
- ④ 家族やその他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者に対する必要な支援が行われること
- ⑤ 予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の成果を普及し、活用し、及び発展させること
- ⑥ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉等の関連分野における総合的な取組として行われること。

愛知県認知症施策推進条例

(平成30年12月21日公布)



基本理念

認知症の人及びその家族の意思が尊重され、自分らしく安心して暮らし続けられること

全ての県民が、「じぶんごと」として取り組むこと

県、市町村、県民、関係機関及び事業者が、各々の役割を果たすとともに、相互に連携して社会全体で取り組むこと

名古屋市 認知症の人と家族が 安心して暮らせる まちづくり条例

令和2年(2020年)
4月1日施行



認知症は誰もがなり得る身近な病気である
という認識の下、認知症の人と家族をはじめ、
すべての市民が安心して暮らせるまち・なごやの
実現を目指します!

▶ 条例の構成

第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	市の責務
第5～7条	市民等の役割
第8～13条	基本的施策
第14,15条	雑則

認知症の人の社会参加

●●●認知症の本人や家族の社会参加の場●●●

本人や家族が安心して参加できるさまざまな場所があります。その一部をご紹介します。

チェック

『集う』 認知症カフェや本人・家族交流会 等

認知症の人や家族、地域住民、専門職等、誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換を行う集いの場です。市内各所に「なごや認知症カフェ」が開設されています。



なごや認知症カフェの様子

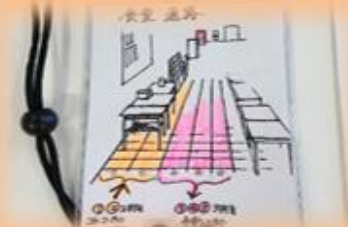
同じような立場の人同士が出会い、仲間をつくり、支え合う『ピアサポート』の輪が、認知症の人や家族の間でも広がってきました。認知症高齢者だけでなく、若年性認知症の人に特化した集いもあります。

チェック

『働く』 障害者雇用枠での一般就労の継続 福祉的就労 等

一般就労中に認知症を発症した後、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターなどのサポートを受け、障害者雇用枠で働き続ける人も増えてきました。65歳未満の若年性認知症の人には、専門の相談に応じる『若年性認知症支援コーディネーター』が、認知症相談支援センターに配置されています。

一般就労が困難になった場合でも、就労継続支援事業所などの障害福祉サービスを使って「働きたい」というニーズをかなえる人も出てきました。屋内での組み立て作業だけでなく、お弁当やパンを作ったり、農作業に従事したりと様々な職場があり、事業所に配置された支援員のサポートを受けながら安心して働くことができます。



就業する時の工夫のメモ



就業継続支援事業所(農作業)

チェック

『協働する』本人ミーティング 等

認知症の人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。

名古屋市では、すでにいくつかの区で行われています。

認知症相談支援センターでは、『トイブードルの会』を開催し、企業の商品づくりやサービスなどへの提案を行っています。



厚生労働省(2017)



認知症サポーターの養成

認知症サポーターの養成

【認知症サポーター】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする人

【目標値】 ◆2020年度末 1,200万人 (2020(令和2年)12月末実績 1,301万人)

◆2025(令和7)年末 企業・職域型の認知症サポーター養成数400万人

～各種養成講座～

《キャラバン・メイト養成研修》

- 実施主体:都道府県、市町村、全国的な職域団体等
- 目的:地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を養成
- 内容:認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。

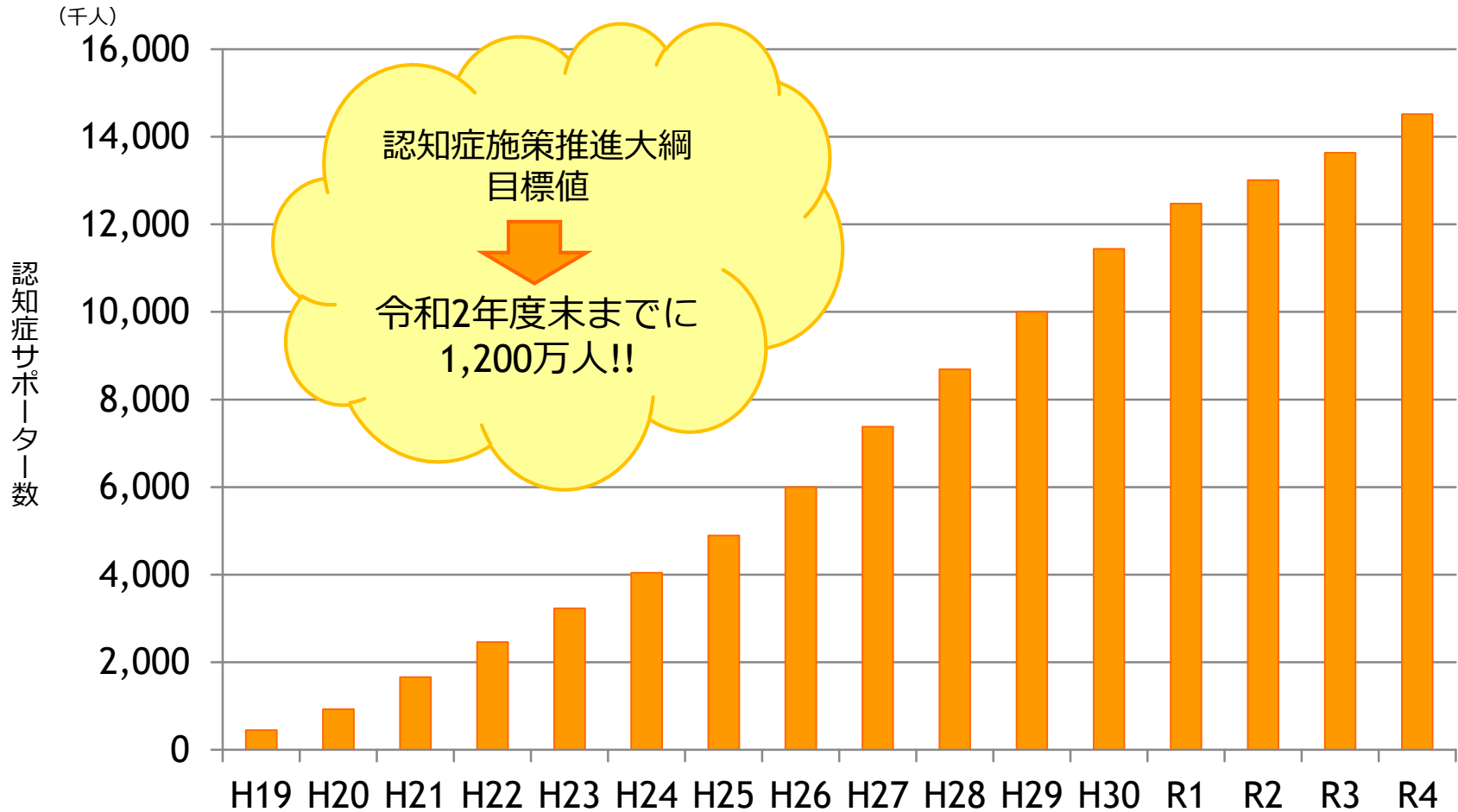


《認知症サポーター養成講座》

- 実施主体:都道府県、市町村、職域団体等
- 対象者:〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等
〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット
コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等
〈学校〉小中高等学校、大学、教職員、PTA等

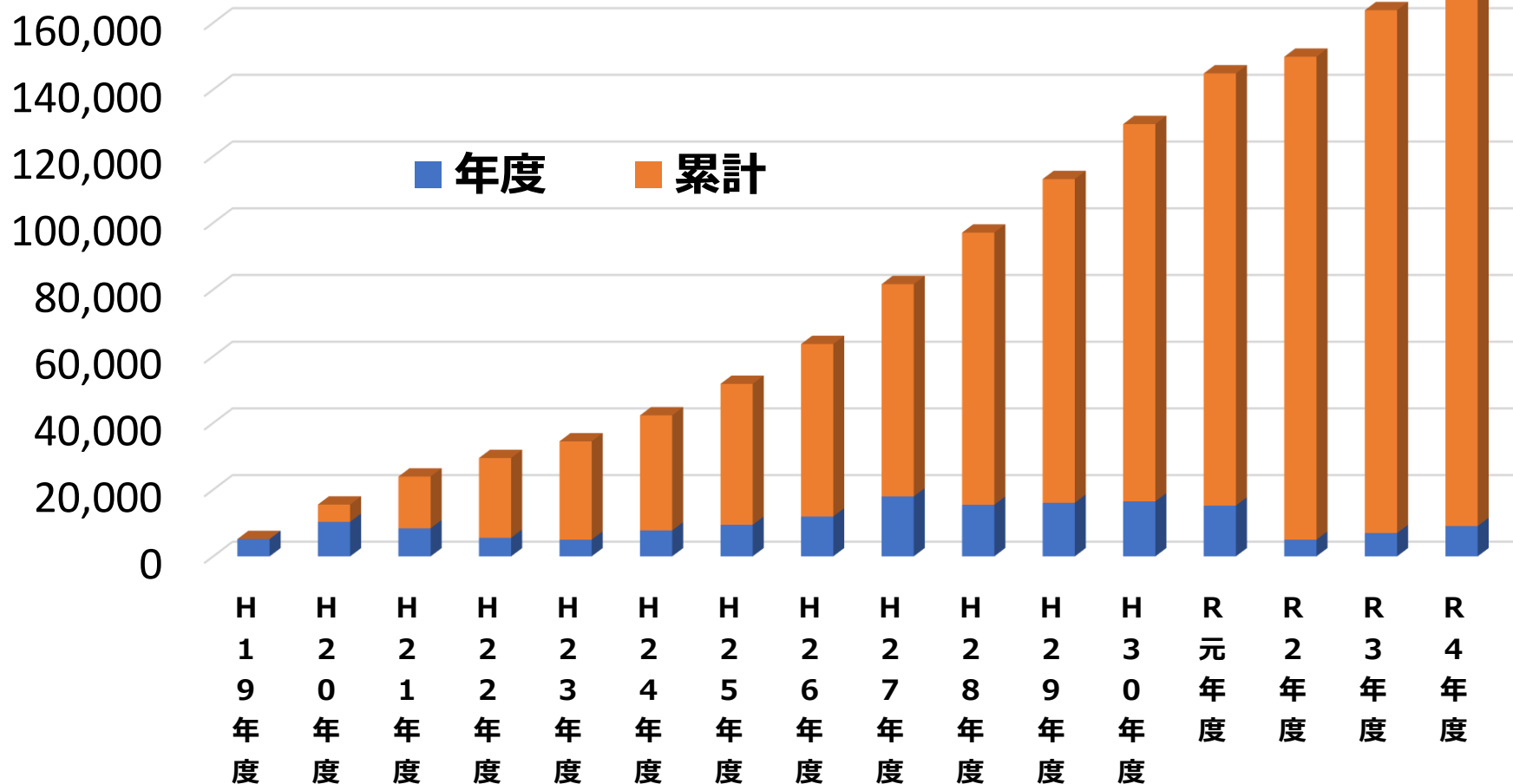


全国の認知症サポーターの推移



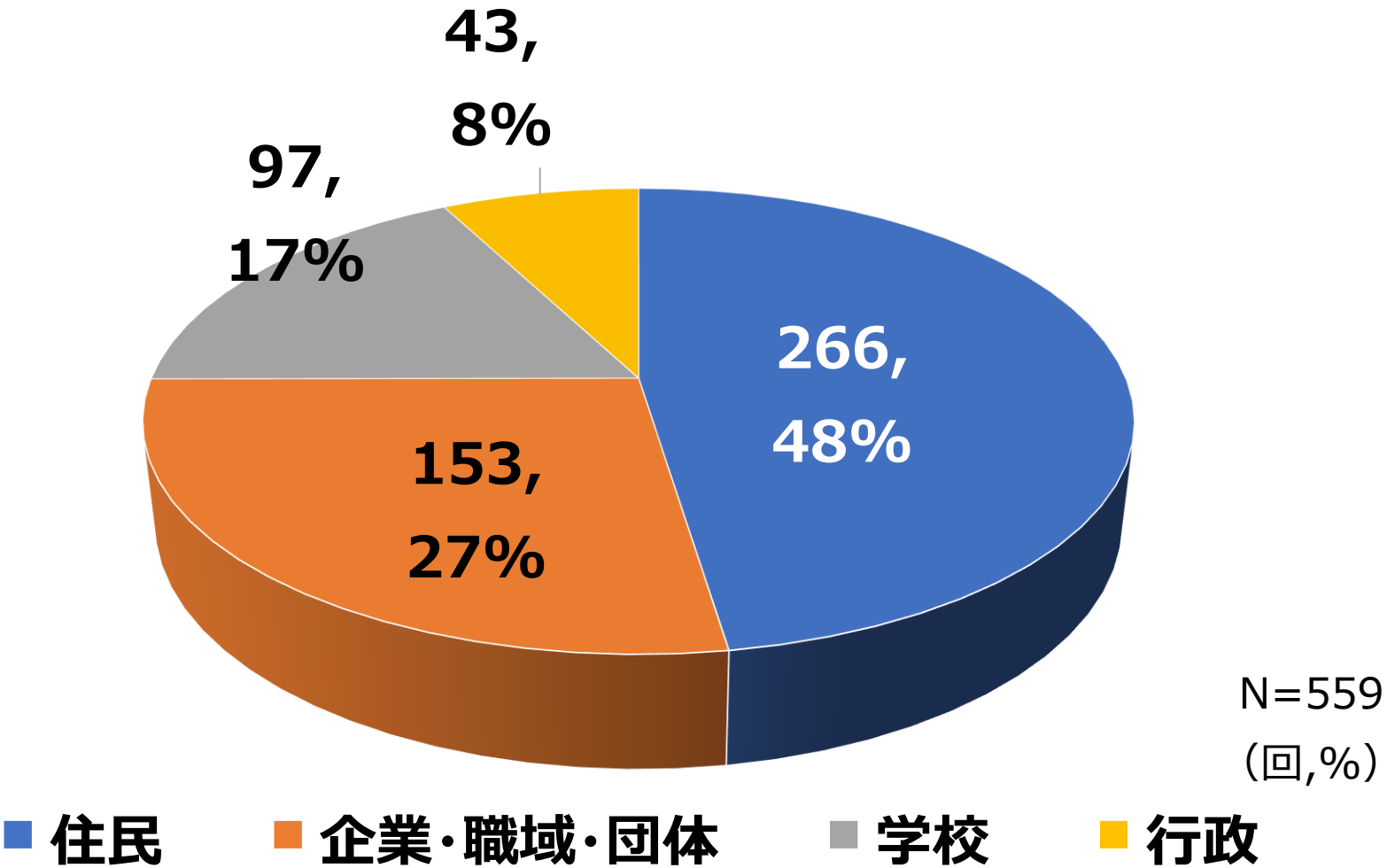
※自治体・企業・団体により養成されたサポーターの他、シンポジウム・フォーラム参加によるサポーターを含む

名古屋市の認知症サポーター数（累計）

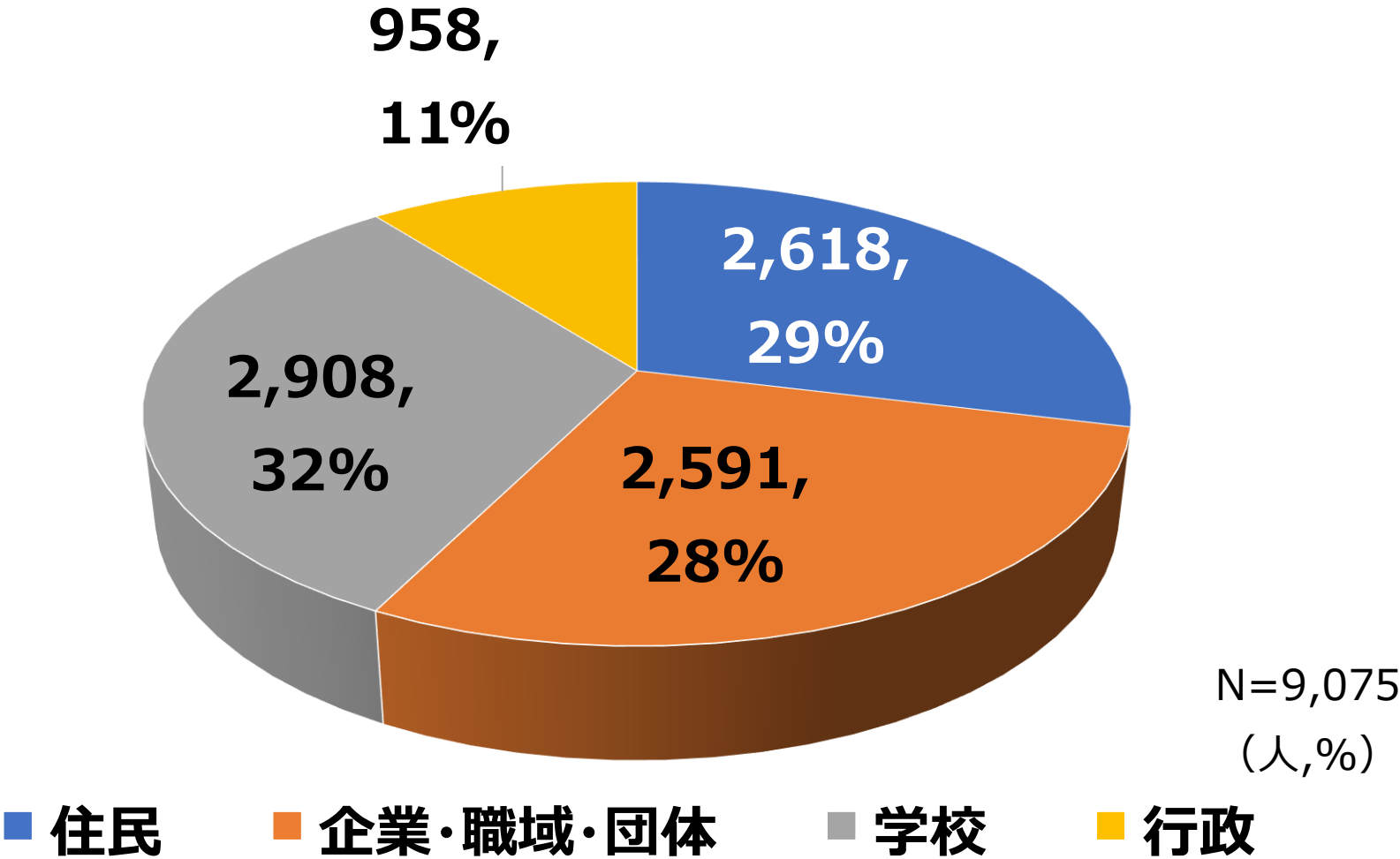


名古屋市の認知症サポーター数 165,850人（令和4年度末）

R4サポーター養成講座受講者（属性別：回数）



R4サポーター養成講座受講者（属性別：人数）



■企業等における認知症サポーターの養成

小売業・金融機関・公共交通機関など職種のサポーターに認知症の理解を深めてもらうため、各業界における認知症サポーター対応力向上のDVDを作成

【目標値】 2025(令和7)年末 企業・職域型の認知症サポーター養成数400万人

「認知症サポーター養成講座 DVD」

～スーパーマーケット編、マンション管理者編、金融機関編、交通機関編、訪問業務編～

【事例DVDの構成】

- ①認知症の人への接し方
- ②悪い対応事例
- ③望ましい対応事例
- ④接し方のアドバイス



認知症サポーター養成状況 実施主体別（令和2年3月31日現在）

	サポーター数
自治体・地域において養成されたサポーター	11,980,577人
企業・団体において養成されたサポーター	606,870人
金融機関	217,115人
マンション管理会社	81,771人
デパート・小売業	48,881人
その他	259,103人
広域からの参加者によるシンポジウム・フォーラムによるサポーター	97,232人
合計	12,684,679人



認知症の人にやさしい企業サポーター
ONEアクション研修



「あいち認知症パートナー企業・大学」ロゴマーク

認知症高齢者の保有財産

2022年

金融資産175兆円 不動産80兆円

認知症高齢者の資産総額 255兆円

8/100

日本の家計の資産総額 3,100兆円

2040年



認知症高齢者の資産総額 349兆円

12/100

日本の家計の資産総額 2,900兆円

障害者差別解消法

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ
障害者差別解消法では障害を理由とする差別として
ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりよ ていきょう
不当な差別的取扱いの禁止 と 合理的配慮の提供
さだ
について定めています。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
不当な差別的取扱いの禁止

しょうがい りゆう せいとう りゆう ていきょう きよひ
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、
せいげん じょうけん つ
制限したり、条件を付けたりするようなことをしてはいけません。

ふとう さべつてきとりあつか れい
不当な差別的取扱いの例

ていきょう
サービスの提供を
きよひ
拒否すること



にゅうてん りよう
入店や利用を
きよひ
拒否すること

合理的配慮の例

筆談や読み上げなど、
障害の特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること



車いす使用者が乗り物に乗るとき
に手助けをすること

合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明^{※1}があった場合には、
負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁^{※2}を取り除くために必要で
合理的な配慮を行うことが求められます。

※1 意思の表明

- 本人の意思表明が困難な場合には、その家族や介助者などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

※2 社会的障壁

- 社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。(事物・制度・慣行・観念など)

事物… 通行、利用しにくい施設、設備など

制度… 使用しにくい制度など

慣行… 障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など

観念… 障害のある方への偏見など



しょうがいしゃさべつかいしょうほう つぎ さだ
● 障害者差別解消法では次のように定めています

区分	ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止	ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供
なごやしやくしよ 名古屋市役所などの ぎょうせいきかん 行政機関	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いが きんし 禁止されます。	ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行わ なければなりません。
みんかんじぎょうしゃ ※ 民間事業者	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いが きんし 禁止されます。	ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行うよう つと 努めなければなりません。

※ 『**民間事業者**』とは

えいり ひえいり こじん ほうじん くべつ いっぱんてき きぎょう みせ
 営利・非営利、個人・法人の区別はありません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば
 こじんじぎょうしゃ たいか え せほうしゅう じぎょう ひえいりじぎょう おこな しゃかいふくしほうじん ほうじん
 個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人やNPO法人、ボラン
 ティア団体も対象となります。

**2024年4月 改正法施行
 民間事業者も「合理的配慮の提供」が義務に！**

認知症の人と企業の 共創ワーキング

認知症の人にやさしい 企業連携推進事業

愛知県では、2022年度から「認知症の人にやさしい企業連携推進事業」を実施し、企業と認知症の人やその御家族との交流を通じて、認知症の人のニーズを把握し、既存のサービス・製品の改良や新たな取組の推進を目指す「認知症共創ワーキング」を10回にわたり開催した。

主 催：愛知県

事業委託：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

愛知県ホームページより

名古屋市は、2022~23年度を通して参加

Win-Win-Win

社会のメリット

認知症観の変化
共生社会の実現 等

共創ワーキング

企業のメリット

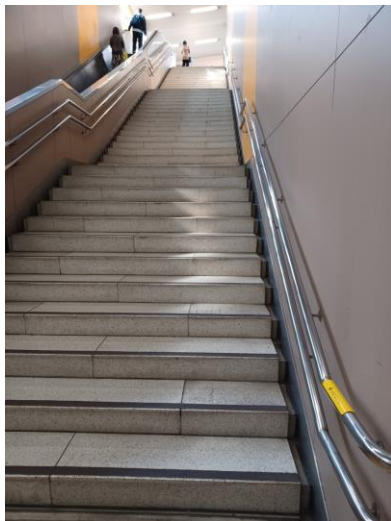
商品・サービス開発
企業価値の向上 等

認知症の人の

メリット

生活のしづらさの
社会的地位の回復等

プレ勉強会で企業の方たちに伝えたこと



階段
「どこに足をのせたらいいかわからない・・・」

「奈落の底に落ちるようで怖い」

「全部がつながって見えるから怖い」



マンションに入る時のオートロック
「暗証番後はわかるけど・・・すぐにエラーになるの」



歩きながら、ねらいを定めてタッチするのって、難しい...

日常生活の中にたくさんのバリアがある

“認知症の人と企業による交流会”

から広がるつながり

「おしゃれをして外出したい
でも、自分でお化粧できないの」



「スラックスにベルトを通せない」

「旅行に行きたい・・・
でも、不安なことがいっぱい」



“認知症の人と企業による交流会”

から広がるつながり

認知症の人・家族との交流を通して
認知症について知り、理解し、認知症の
人が利用しにくい様々なバリア（障壁）
の解決に向け、

思いを馳せ、考えていただいたこと

➔ 「できることのためのバリアフリー」
とは何かの発想へ

認知症の人からのメッセージ

認知症と診断された日から、何かしようとする
周りの人から“やれないからいい”と言われるよう
になった。

うまくできないこともあるけど、自分の本質は
変わっていない。

社会とのつながりを断つことはできない。

自分にできることは何だろうと考えている。
認知症の自分だからできることを一緒に考えたい。



「認知症とともに生きる希望宣言」は、
わたしたち認知症とともに暮らす本人一人ひとりが、
体験と思いを言葉にし、それらを寄せ合い、
重ね合わせる中で、生まれたものです。

今とこれからを生きていくために、一人でも多くの人に
一緒に宣言をしてほしいと思っています。

この希望宣言が、さざなみのように広がり、
希望の日々に向けた大きなうねりになっていくことを
ころから願っています。

それぞれが暮らすまちで、そして全国で、
あなたも、どうぞごいっしょに。

日本認知症本人ワーキンググループ
代表理事◆藤田和子

わたしたちは、「認知症とともに生きる希望宣言」をもとに、
全国で「希望のリレー」プロジェクトを展開していきます。

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ
hope@jdwg.org◆http://www.jdwg.org

JDWVG

2018年
10月

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ

認知症とともに生きる希望宣言

1

自分自身がとらわれている常識の殻を破り、
前を向いて生きていきます。

2

自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、
社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。

3

私たち本人同士が、出会い、つながり、
生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。

4

自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、
身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。

5

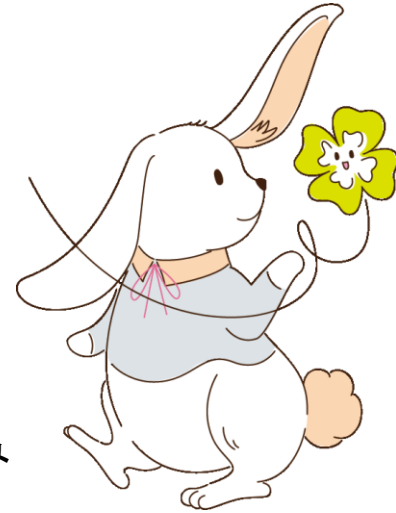
認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、
暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。





あゆ

名古屋市認知症相談支援センター
マスコットキャラクター

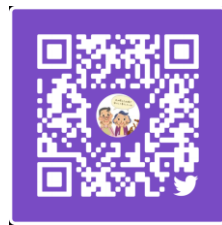


ゆみ

名古屋市の認知症施策や最新情報のほか、
本人、家族の声を様々なSNSを使って発信します！



ホームページ
<http://n-renkei.jp/>



Twitter
<http://twitter.com/dnagoya1>



Facebook
<https://www.facebook.com/ninchishou.soudan/>



YouTube
https://www.youtube.com/channel/UCH4uCLET_wSUEAvm_o7fB-w

名古屋市認知症相談支援センター